

府中市特別養護老人ホーム入所指針

1 目的

この指針は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第7条に規定する「入退所」、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第104号）及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に基づき、府中市における特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、入所に関する事務処理方法を定めることにより、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所判定対象者

- (1) 入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護認定審査会において、要介護度3から要介護度5までと認定された要介護者及び要介護度1又は要介護度2と認定され、かつ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる施設への特例的な入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とする。
- (2) 特例入所の要件として、次に掲げる事情を考慮するものとする。
 - ア 認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
 - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心確保が困難な状態であること。
 - エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められない状態であること。

3 入所の申込み

- (1) 申込方法
 - ア 要介護度3から要介護度5までの方の入所申込み（特例入所以外の場合）

入所の申込みは、府中市特別養護老人ホーム入所申込書兼調査書

(第1号様式) または第1号様式に準拠した施設所定の申込書、府中市特別養護老人ホーム入所申込みに伴う意見書(第2号様式)及び介護保険被保険者証の写しに必要書類を添付して、本人又は家族から直接施設に申し込むことを原則とする。ただし、介護保険法に規定する介護支援専門員、指定居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターは、本人又は家族の委任を受け、当該申込みを代行することができる。

イ 要介護度1又は要介護度2の方の入所申込み(特例入所の場合)
入所の申込みは、3(1)アに掲げる書類に加えて、府中市特別養護老人ホーム特例入所要件理由書(第3号様式)を添付するものとする。

(2) 特例入所の場合の取扱い

要介護1又は要介護2の方から入所申込みがあった場合は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

ア 施設は、要介護1又は要介護2の入所申込者(以下この号において「入所申込者」という。)に対し、特例入所の要件を丁寧に説明し、特例入所の要件への該当に関する入所申込者の考えを記載してもらおう。

イ 施設は、入所申込者から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、当該入所申込者からの入所申込みを受け付けなければならない。

ウ 特例入所の要件に該当している旨の入所申込みがあった場合、府中市と施設は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

(ア) 施設は、特例入所の要件に該当している旨の入所申込みを受けた場合において、府中市に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めることができるものとする。

(イ) 3(2)ウ(ア)の求めを受けた場合において、府中市は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。

(ウ) 入所検討委員会(4に規定する入所検討委員会をいう。)においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて府中市に意見を求めることができるものとする。

(3) 入所申込者名簿の管理

施設では、申込書を受理した場合は、入所申込者名簿にその内容を

記載して管理しなければならない。また、辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録しなければならない。

(4) 状況変化の届出

施設では、入所申込時に申込者に対しての入所申込みの状況（要介護度、他施設への入所、死亡等）や介護者の状況が変化した場合は、申込者等が、その現状を施設に届け出る必要があることを説明するとともに、届出があった場合は、その内容を入所申込者名簿に記録する。

4 入所検討委員会

- (1) 施設においては、入所の決定に係る事務を処理するために、合議制の入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の関係職員及び施設職員以外の識見者等で構成する。なお、定員数に定めはないものとする。
- (3) 委員会は、施設長が招集し、原則として、3か月に1回開催するものとする。
- (4) 委員会は、入所選考者名簿（以下「選考者名簿」という。）を作成する。
- (5) 施設長は、委員会の審議内容の議事録及び評価に使用した資料（3(2)ウ(イ)及び3(2)ウ(ウ)の府中市の意見を含む。）について、2年間保存するものとする。なお、府中市又は東京都から求めがあったときは、これを提出するものとする。

5 選考者名簿の作成と入所決定

(1) 作成方法

選考者名簿は、入所申込者の第一次評価基準（別表1）に基づく評価によりランク分けを行い、上位ランク該当者に対し、第二次評価基準（別表2）により第二次評価を行ったうえで、上位の者から登載する方法で作成する。

また、選考者名簿は、委員会の開催に合わせて、その都度作成する。

(2) 入所決定及び入所決定に際し施設等の事情により勘案できる事項

入所決定は、選考者名簿に登載された順位に基づいて行うが、施設における適切な処遇及び運営を図るうえで、次に掲げる個別事項を勘案して、施設長が最終的な入所者の決定を行う。

ア 性別（部屋単位の男女別構成）

- イ ベッドの特性（認知症専用床等）
- ウ 施設の専門性（ユニットケア等）
- エ 放置、虐待、家庭内暴力等の状況
- オ 申込者等の経済状況
- カ 入院・入所等で自宅を離れている期間（2年以上）
- キ その他特別に配慮しなければならない個別の事情

(3) 再評価の実施

施設長は、申込者等から状況変化の届出があった場合は、選考者名簿を補正するために、直近の委員会において再評価するものとする。

6 特別な事由による入所

次に掲げる場合においては、委員会の審議によらず、施設長の判断により、入所を決定することができる。

- (1) 災害や事件、事故等により委員会を招集できないとき。
- (2) 府中市から、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第2号に基づく措置委託による場合
- (3) 前号の措置委託に準ずると認められる場合

7 その他の取扱い

(1) 辞退者の取扱い

入所の意思を確認したにもかかわらず、申込者の都合により一時辞退があったときは順位を繰り下げ、再度の辞退があったときは入所申込者名簿から削除することができる。

(2) 施設入所者の取扱い

入所者が、入院治療の必要が生じて医療機関に入院し、3か月以内に退院することが見込まれるときは、退院後、円滑に施設に入所できるように計画的にベッドを確保すること。

8 指針の適正な運用

- (1) 施設長は、この指針に基づき適正に入所の決定を行うものとする。
- (2) 府中市は、この指針の適正な運用について、介護保険法及び老人福祉法に基づき、施設に対し必要な助言及び指導を行うことができる。

9 情報の開示及び説明責任

- (1) 施設は、入所申込者やその家族から求めがあった場合、この指針の開示を含め、入所判定等に関する情報を開示する。
- (2) 施設は、施設における入所決定にかかわる苦情等について、施設内における受付窓口を明確にしたうえで、適切な対応を行うものとする。

10 指針の見直し

この指針の内容を見直す必要が生じた場合は、随時、見直すこととし、見直しにあたっては、施設と協議するものとする。

付 則

この指針中第5の規定は平成16年1月1日から、その他の規定は制定の日から施行する。

付 則

この指針中第5の規定は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

1 この指針は、平成29年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に要介護1又は要介護2の方で、特列入所の要件に該当している旨の入所申込みがあった場合は、この指針による改正後の府中市特別養護老人ホーム入所指針の規定に準じて行うことが望ましい。

付 則

この指針は、令和5年10月1日から施行する。